

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 7 月 10 日

月 曜 日

第 4227 号

目 次

告 示

- | | |
|--|---|
| ○道路の区域変更 | 1 |
| ○道路の供用開始 | 2 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新 | |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定 | 3 |
| ○土地区画整理事業の施行者の変動 | 4 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189 条の規定による告示及び掲示 | |

公 告

- | | |
|---------------------|---|
| ○物品等の売却に係る一般競争入札の実施 | 5 |
|---------------------|---|

告 示

富山県告示第319号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 7 月 10 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 7 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 太閤山戸破線	射水市戸破1701番 5 地先から	変更前		最大 20.7 最小 9.8	318.3	高岡土木 センター

	射水市戸破1756番1地先まで	変更後	最大 20.7 最小 11.6	318.3	
県道 小矢部伏木港線	高岡市福岡町赤丸 513番地から	変更前	最大 40.0 最小 30.0	5.8	高岡土木センター
	高岡市福岡町赤丸 512番地まで	変更後	最大 41.2 最小 37.0	5.8	

富山県告示第320号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月10日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 太閤山戸破線	射水市戸破1701番5地先から 射水市戸破1756番1地先まで	平成29年7月10日	高岡土木センター

富山県告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条

第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定

を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名 称	所在地			
こぐま薬局	小矢部市野寺74番地1	更生医療、育成医療	調剤	平成29年7月1日
アイン薬局小矢部店	小矢部市野寺73番1	更生医療、育成医療	調剤	平成29年7月1日

富山県告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定

による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ファミリーケア訪問看護ステーション	氷見市柳田934-1 アラックスビル2F	育成医療、更生医療	訪問看護	平成29年7月1日
ウエルシア薬局かみいち総合病院前店	中新川郡上市町横法音寺13番3	育成医療、更生医療	調剤	平成29年7月1日
薬局マツモトキヨシ小矢部店	小矢部市綾子3979番	育成医療、更生医療	調剤	平成29年7月1日

富山県告示第323号

土地区画整理事業の施行者の変動について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第11条第7項の規定により魚津市慶野地区土地区画整理事業施行者から施行者に変動を生じた旨届出があったので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 7 月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 土地区画整理事業の名称

魚津市慶野地区土地区画整理事業

2 事務所の所在地

魚津市住吉 543番地 1

3 施行認可の年月日

平成28年 7 月 6 日

4 新たに施行者となった者の氏名及び住所

伏木 拓也 魚津市江口 511番地 2 シャーメゾン江口 201号室

伏木 恵 魚津市江口 511番地 2 シャーメゾン江口 201号室

辻 尚宏 魚津市川縁1104番地 5 グリーンスクエアF号

富山県告示第324号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第33条の第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を上市町役場に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

平成29年 7 月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県中新川郡上市町千石字六郎四郎21、字一ノ谷2、3、伊折外六ヶ村入
会地字魚留1の1（次の図に示す部分に限る。）

2 所在が不明である通知の相手方

藤木秀信、岩口ツキ、松岡則之

3 通知の内容

1の森林について、平成29年6月23日付け富山県告示第304号で告示したと
おり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第189条による掲示

平成29年6月26日から上市町役場に掲示した。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令
(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

乗用自動車（富山500㍻4153） 1台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

平成29年9月5日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の

規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成29年7月10日から平成29年7月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成29年7月24日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

平成29年7月31日 午後1時30分

(2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
 - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

